



進路便り No.7

「後期就業体験」が始まります。

10月25日(月)より「後期就業体験」が始まります。本校には、①「校内実習」②「事業所見学」③「現場実習」の3種類の就業体験があり、今回は「校内実習」と「現場実習」を併せて実施します。

※10月上旬に実施しました1年生の事業所見学については、次号で詳しく報告します。

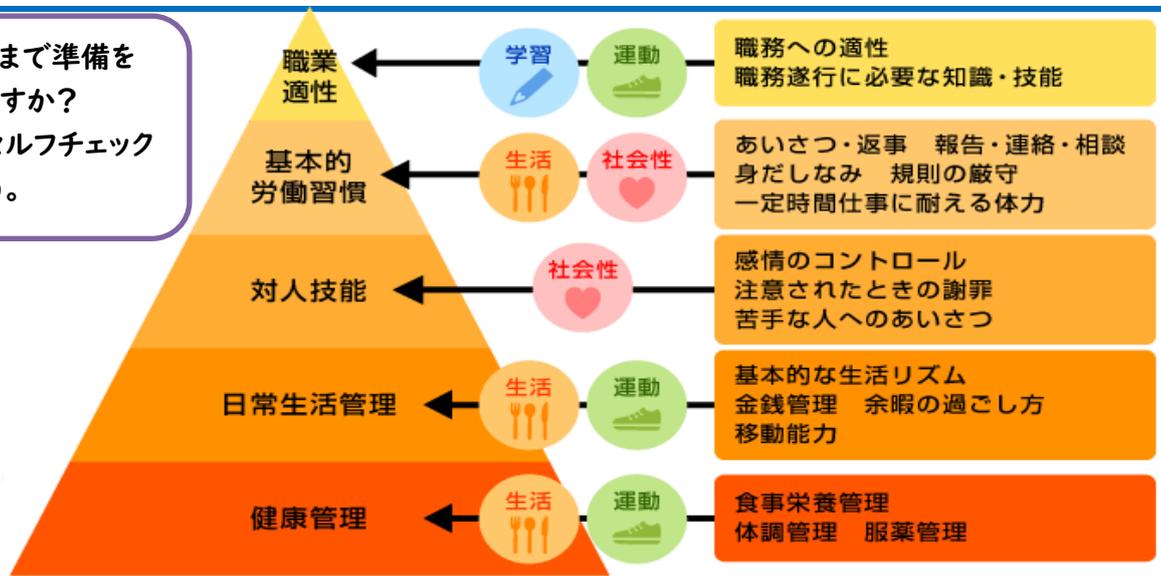
1年生にとっては初めての現場実習になります。初めての経験なので緊張するのは当然ですし、上手いかないこともあるかもしれません。実習を通して自分の能力や適性について知り、「自己理解」を深めましょう。

2年生は3回目の現場実習です。年明けにある「拡大進路相談」で自分の意見を伝えられるためにも、自分の適性や課題を把握する「自己の課題の探求」をすすめ、進路の方向性のある程度決められるようにしましょう。

3年生は最後の校内実習になります。また卒業後の定着を見据えた現場実習も始まります。「自己実現」に向け、職業や社会生活に対する実践力を身につけましょう。夢の実現まであと少し、みんなでがんばりましょう!

準備をしっかりとっておこう。「職業準備性ピラミッド」

みなさんはどこまで準備を進められていますか？
実習に向けてセルフチェックをしてみましょう。



〈独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構 『就業支援ハンドブック』より〉

最低賃金の改定がありました。796円 → 824円

10月1日(金)から徳島県の最低賃金が上がりました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

雇用契約を結ぶすべての労働者に適用されるため、将来一般事業所や就労継続支援A型事業所を希望する人にとっては嬉しいニュースのように思えますが・・・どうなのでしょう。

事業所(企業)の側から見れば、支払う賃金が増えることになります。それに伴って労働者に求められる仕事の質が上がったり、量が多くなったりすることも考えられます。(「お金をいただく」=「責任がある」)

プラス28円分の仕事を責任をもってできるか考えてみてください。

最低賃金制度について詳しく知りたい人は、厚生労働省や徳島労働局のホームページを見てみてください。

仕事に求められるレベルが、1時間につき28円分上がったと考えることもできます。

